

学校法人履正社 役員・評議員報酬に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人履正社の寄附行為第5条4項の規定に基づき、役員・評議員報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 役員・評議員報酬とは御車代を指す。

(支給)

第2条 役員・評議員報酬は、非常勤役員・評議員(職員でない役員・評議員)に支給する。

(支給額の算定方法)

第3条 役員・評議員報酬の額は、日額3万円とする。

(支給方法)

第4条 役員・評議員報酬は、理事会・評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

(規則の変更)

第5条 この規則の変更は、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会に諮る。

附則

この規則は、大阪府教育長認可の日より施行する。

以上